

議員提出第30号議案

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例の件

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和8年3月26日提出

提出者 神戸市会議員

松本 しゅうじ	坊 池 正	平 井 真千子
山 口 由 美	河 南 忠 和	しらくに高太郎
山下 てんせい	植 中 雅 子	吉 田 健 吾
上 島 寛 弘	平 野 達 司	大 野 陽 平
村 上 立 真	うえなか美貴子	浅 井 美 佳
高 橋 としえ	住本 かずのり	外 海 開 三
三木しんじろう	黒 田 武 志	山本 のりかず
ながさわ 淳一	さとう まちこ	平 田 正
原 直 樹	のまち 圭 一	岩谷 しげなり
吉 田 謙 治	壬 生 潤	堂 下 豊 史
高 瀬 勝 也	徳 山 敏 子	門 田 まゆみ
宮 田 公 子	細 谷 典 功	坂 口 有希子
萩 原 泰 三	岩 佐 けんや	松 本 のり子
森 本 真	大かわら 鈴子	西 ただす
赤田 かつのり	味口 としゆき	朝 倉 えつ子
森 田 たき子	前 田 あきら	川 内 清 尚
よこはた 和幸	伊 藤 めぐみ	諫 山 大 介
や の こうじ	か じ 幸 夫	木戸 さだかず
大井 としひろ	川 口 まさる	平 野 章 三
上 原 みなみ	なんの ゆうこ	

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の費用弁償の額は、議員の住居と議事堂との間の往復に要する費用のうち、<u>旅費条例（昭和27年7月条例第45号）により市長に支給する鉄道賃（同条例で定める鉄道賃をいう。）又はその他の交通費（同条例で定めるその他の交通費をいう。）に相当する額とする。</u></p>	<p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の費用弁償の額は、議員の住居と議事堂との間の往復に要する費用のうち<u>次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表1級の者に支給する鉄道賃（同条例で定める鉄道賃をいう。）又は車賃（同条例で定める車賃をいう。）に相当する額</u></p> <p>(2) <u>有料道路の通行料（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定するETCシステムをいう。）を使用して料金が徴収される区間にあつては</u></p>

<p>第5条 議員が公務のため旅行したときは、旅費条例により市長に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。</p>	<p><u>当該料金）のうち合理的な通常の経路及び方法により算出した額に相当する額</u></p> <p>第5条 議員が公務のため旅行したときは、旅費条例別表1級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。

理 由

本市市会議員の費用弁償の改定を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。